

広島県告示第三百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によつて、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和七年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

福山市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画道路三・四・六五四号今津高西線

三 事業施行期間

令和七年三月二十七日から令和十七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県福山市今津町字中新涯、高西町真田字天保、今津町七丁目、高西町二丁目及び南
今津町地内
使用の部分

広島県福山市今津町字中新涯及び高西町真田字天保地内